

令和5年10月2日

○亀井たかつぐ委員

それでは、よろしく願いいたします。

私からは、まずは先行会派でも質問をされておりました、議案となっております条例の一部改正で、ちょっともう1回確認をさせていただければというふうに思っております。

まず、神奈川県公共施設における受動喫煙防止条例の一部改正の概要を先ほどもちょっとお話しされたと思いますけれども、この改正の内容というか、そして一番トピックになる内容でいいんですけれども、その改正の趣旨、それはどういうものでしたか。

○がん・疾病対策課長

公共的施設の受動喫煙防止条例改正の趣旨でございますけれども、今回の改正につきましては、令和2年の改正健康増進法の全面施行に伴いまして、法が上回る規制は法に委ねて、条例が上回る規制は条例に残すという考え方で前回、条例改正を行いましたけれども、今回は法の規定と合わせることに支障がない部分につきましては、法に合わせてより分かりやすい内容とするという改正でございます。

○亀井たかつぐ委員

分かりました。これ、法によって、先ほどの質問でもあったかもしれませんが、原則、屋内禁煙となったことから、施設内を完全に禁煙にしたという場合の、喫煙防止区域の表示義務というのは一応、廃止されるということなんですけれども、例えば、大きな百貨店でもいいんですけれども、お店の中で、この先は禁煙ですよというのが、実はそれが表示されなくてもいいというふうなことだと思うんですが、そうすると結構歯止めが利かなくなっちゃうかな。要するに、利用者がそこで、今までは禁煙の場所だったけれども、あ、表示が取れたんで喫煙してもいいんだと思っちゃうと、ちょっとこれは後ろ向きになっちゃうかと思うんですけれども、それはいかがなんでしょうか。

○がん・疾病対策課長

先ほど先行会派の御質問でも答弁させていただきましたけれども、今回、掲示の義務につきましては条例から外しますけれども、運用におきまして、禁煙表示の掲示は推奨させていただきまして、既に掲示してある禁煙標識も剥がしていただく必要はないということ、引き続き周知をしていきたいと考えてございます。

○亀井たかつぐ委員

分かりました。これ、条例改正するという話になると、すごく大きな話になって、ぜひその今、課長おっしゃっていただいたところ、要するに取ることはないよと、あえて取ることはないよということはっきり言わないと、実際もうここはたばこを吸っていいところになったんだと思ってしまうと逆効果になってしまうので、そこをぜひ強調していただきたいなと思っています。

次に、旅館業法施行条例を一部改正するという概要なんですけれども、これ

も先ほどと同じように、改正の内容というか趣旨、ちょっと教えてもらっていいですか。

○生活衛生課長

旅館業法施行条例の一部を改正する条例についての概要でございます。先ほど先行会派のほうでも御説明させていただきましたが、一つの大きな要素といたしましては、これまで新たに営業許可を取る必要がございました事業譲渡、これについて、法人の合併、分割あるいは相続と同様に、営業を引き継ぐ地位の承継に含まれることになったというのが一つの大きな要素でございます。

○亀井たかつぐ委員

先ほどの答弁で、手続が簡単になったと。次に、改めて普通に譲渡、譲り受けたところが改めて許可を取る必要はないので、手続がすごく簡素化、簡便化されたということとともに、手数料がやっぱり安くなっているということなんですよね、多分。

非常にいいことだとは思いますが、でも逆に、例えば、ちょっと調べたんですけれども、建築基準法上の用途地域による建築制限というのがあって、例えば、商業地域とか工業地域とか、第一種住居地域とかっていろいろな区分があるんですけれども、例えば、商業地域になると、ここにはナイトクラブも建設オーケーだし、キャバレーもオーケーなんですね。もちろんホテルもオーケーなんです。ですから、レジャーホテルの位置づけになるラブホテルもオーケーで、幼稚園もオーケーだし、小学校もオーケーだという話になる。ですから、これは例えば、ある商業地域にラブホテルが建設されました、その間に、この地域に人口が増えてきたんで、いろいろな住居ができましたと。もちろん商店もできています。それで、人家が増えてきているんで、幼稚園も建てなきゃいけないよねということで、幼稚園も建てることのできるんで、仮にラブホテルの隣に幼稚園を建てることもできますと。近くに小学校を建てることもできるんですね。

この場合に、結局、事業を譲渡されたときに、許可を取ってその商業地域にこのラブホテルを建てただけけれども、事業承継をするときも許可を改めて取らなきゃいけない今までの規定を準用したほうが、周りの環境に配慮できるんじゃないかなと私は思うんですよ。例えば、幼稚園の園児なんてすごく好奇心旺盛なんで、先生、隣のお城みたいなところに入りたいとか、もしくは隣の建物がきらきらしてきれいだから、建物も面白い形をしているから探検に行きたいとか、幼稚園の先生も困っちゃうわけですが、これ、親も含めて。それだけじゃなくて、やっぱり教育的な配慮も必要だから、改めて許可を得なきゃいけないとなった場合は、商業地域として建築基準法上はオーケーなんで、そのまま行っちゃうので、歯止めをかけるためにも、やっぱり許可ということを残しておかないと、こういう環境で子供を育てていいのかという方々の意見もあると思うんですが、これは私、許可を残すべきだと思うんですけれども、どうなんですか。

○生活衛生課長

まず、旅館業法においてですけれども、新規に許可を受けようとする場合は、その法の規定に基づきまして、施設の敷地の周囲おおむね 100 メートルの区域

以内に教育施設や児童福祉施設等の施設がある場合には、施設の学長、所管する教育委員会や行政庁等に、清純な施設環境が著しく害されるおそれがないかについて意見を求めなければならないというふうな規定がございます。また、その旅館業法で定めている今お話ししました教育施設等に類するものとして、都道府県の条例で定める施設については、当該条例で定める者の意見を求めることというふうになっております。

今回、議案のほうで提出させてもらった改正の内容の「ア」のところに、意見を求める者の規定の整備というものが入ってございます。この場合、県の条例では、類する施設として各種法令に規定する図書館、博物館、公民館、都市公園等を定めております。この条例で定める、意見を求める者とは、これらの施設の施設長、所管する地方公共団体の長、管轄する市町村長などになります。

今、許可の際のことで御説明しましたが、旅館業法では、この地位の承継承認の手続においても、許可と同様にこうした意見を求めるという手続が必要になりますので、地位承継におきましても改めて意見照会をして、意見を聞くことができるということになっております。

○亀井たかつぐ委員

許可と届出というぐらいのレベルの差があると、要するに許可じゃないと歯止めがかからないと思っっているんですよ。要するにそういう方々の意見を聞けばいいやという話で、要するに簡単に譲渡ができてしまうのはいかがなものかと思うんですけれども、いかがですか。許可のほうがりっかりとした歯止めがかかるんじゃないかと思っ私は話している。

○生活衛生課長

旅館業法の場合は、単なる届出ではなくて、承継承認という手続が必要になっておりまして、ほぼ許可と同等の手続を踏むので、許可そのものを引き継ぐので、許可じゃないということではなくて、許可を引き継ぐための承継承認というきちんとした手続を踏むことになっておりますので、そこの辺が新規の許可と、承継の承認によって許可の基準が変わるということとはございません。

○亀井たかつぐ委員

それは何、許可と同じぐらいのやっぱり重みがある、同等の重みがあるんですか。

○生活衛生課長

そのとおりでございます。

○亀井たかつぐ委員

その重みがあればね、手続上もすごく簡便になってすごくいいのかもしれないんだけど、まあでも、許可と要するに承認というのはちょっと違って、例えば、今、海外の、特に中国の不動産市況なんかすごく非常に悪い状況だったりするんですけれども、今、日本の不動産は、円安もあって買いの状況だったりします、不動産に関しては。だから、例えば、ホテルなんかにしても、まあラブホテルじゃなくてもいいんだけど、これを譲渡するとなると、投資目的というか、投機目的でそういうこともされちゃうんじゃないかなと思うんですけれども、そういうことに関して、だから投機目的ですよ、お金をもうけようと思っやることに関して、これはどうしても私は、許可のほうがいい

んではないかなというふうに思ってしまうんですけども、先ほどの教育の問題も含めて。いかがですか。

○生活衛生課長

この旅館業法の改正の際に、その改正の附則として、本当にその事業を承継して営業の実態があるかどうかを6か月以内に確認をしなければいけないというような附則がつけられておりますので、実際に単なる投機目的ではなくて、事業を行っているかというのは確認をするということになっておりますので、その辺はそういう単なる投機目的じゃないように取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

○亀井たかつぐ委員

投機目的というのは、短期で要するに売買ができちゃうことなんですね。だから、6か月以内と言っても、6か月待っていたら、もしかしたらまた変わっているかもしれないという話があるんですけども、6か月以内にももしかしたら次の譲渡先が違っていたりするという、また新しい譲渡先が生まれているということも考えられるけれども、それ、大丈夫ですか。

○生活衛生課長

その辺は、適正に事業が譲渡されるかというときには、承継の承認の際の、例えば会社の定款の中で事業内容を確認するとか、そういったことで確認をすることで担保していきたいというふうに考えております。

○亀井たかつぐ委員

分かりました。それもそうだけれども、6か月とかと言わずにしっかりと、一応、許可制から外すわけだから、やっぱりしっかりとした担保を取らなきゃいけないと思いますけれども、しっかりそこは歯止めをかけるように、今、課長が大丈夫だとおっしゃっているんですけども、そこはどのくらい大丈夫かというのはちょっと不透明なのでね、ぜひそこはしっかりと監視をしていただきたいというふうに思います。

あと、次になんですけども、今、インフルエンザとコロナが同時流行してしまっていて、それでちょっと県としての対応を考えていかなきゃいけないなと思いますので、報道等では東京都がインフルエンザの流行注意報、これを発出したということなんですけれども、神奈川県インフルエンザの流行状況というのはどうなんです、今。

○感染症対策連携担当課長

9月28日に発表いたしました9月18日から24日、第38週報の中にはインフルエンザの感染状況が記されております。そちらに、定点当たりの報告数といたしまして8.85人であります。前週は9.37人ということでございましたので、そこよりは減少したものではございますけれども、高い水準が続いているものと認識しております。

あと、例年、インフルエンザと言いますと、12月から3月に流行のピーク、その後、収束を迎えるということになって例年を過ごしてきているわけなんですけれども、今シーズンにつきましては、前シーズンの流行が収束しないまま流行している状況があります。

○亀井たかつぐ委員

昨年、コロナが流行したときに、検査キットに加えてオンライン診療も大きな役割を担ったと聞いておるんですけども、これ、オンライン診療はどのようにやられたんですか。

○医療危機対策調整担当課長

令和4年の冬は、新型コロナウイルス感染症の第8波と季節性インフルエンザの同時流行による発熱外来の医療機関の逼迫が懸念されました。そのような中、外来の診療枠の拡大を図るため、県は、県医師会、郡市医師会の協力を得まして、コロナでの重症化リスクの低い方を対象に、地域の医師が輪番でオンライン診療を行う、かながわコロナオンライン診療センターを開設しました。また、このかながわコロナオンライン診療センターを、今までオンライン診療を経験したことがない医師に、実際にオンライン診療を経験していただくためのOJTの場としても活用し、オンライン診療が可能な医師を増やす取組も行ってきました。

○亀井たかつぐ委員

オンラインセンターの話ですが、今度またインフルエンザが今はやっているので、それに関しては、オンライン診療に関してどのように今、考えていますか。

○感染症対策連携担当課長

オンライン診療と言いますと、医療逼迫を防ぐには有効であると考えております。また、患者の通院時間の軽減であったり、医療機関内の感染、あと二次感染を防ぐということも期待ができる、そういったメリットがあると感じております。しかしながら、コロナとインフルエンザの同時検査キットなどが、今現在、一般販売もされているということがございますけれども、そちらにつきましても、価格が高いことであったりですとか、発熱から12時間程度経過した後には検査しなくてはならないといった、使い方についても難しさがございます。患者による自己検査が浸透しにくい状況にもあります。また、オンライン診療は問診が中心であるということ、あと対面診療に比べまして患者の観察が限られるという課題もございます。今後、これらの課題が解消されるということになってくれば、インフルエンザについてもオンライン診療が有効な診療方法になると考えております。

○亀井たかつぐ委員

今年の冬も、コロナとインフルエンザの同時流行ということが考えられて、どっちか分からない症状なんです、多分ね、これ。それで、コロナに関しては検査キットがあつて、それでひとつ分かるのかもしれませんが、インフルエンザも、これ1種類だったらいけれども、幾つかの種類に分かれて流行することも十分考えられるし、コロナもそうかもしれないんですけども、やっぱりそうなったときの対応というのは、オンライン診療も、もちろんそうなんですけれども、県として、やっぱり考えていかなければいけないかなと思うんですけども、これについてどのように考えますか。

○感染症対策連携担当課長

まず、医療機関に発熱症状がありますということ、あと検査することができ

ていないということなどをお伝えいただくと。あと、オンライン診療を希望しているよということでお伝えいただきたいと思います。でも、そのときに診断のために検査受診の必要ということも考えられますので、その場合にあっては、受診後のフォローについてオンライン診療に移行できるかということを経験にお尋ねいただきながら、医師の指示に従っていただきたいと思います。

#### ○亀井たかつぐ委員

これは医師の指示に従って、オンライン診療を希望して、そこでオンライン診療をするという話ですけれども、先ほど私、申し上げたように、インフルエンザもいろいろな種類が、どこでどの種類で感染してるかも分からないという状況があるので、コロナもそうですけれどもというふうに話しましたが、やっぱりそういうところの周知というのはしっかりとしないといけないかなというふうに思っているんですけれども、その周知についてはどうですか。

#### ○医療危機対策本部室長

亀井委員の御指摘、コロナも含めて、インフルエンザもいろいろな型があって、その中で患者さんが、どう行動していったらいいのかということに惑ってしまうだろう、それを県として、どのように導いていくのかというお話だと思います。今、課長が申しましたように、キットが手に入る状況であれば、コロナはもちろんやっていただきたいんですけれども、なかなか同時検査のキットというのは価格も比較的高くて、なかなか自分で検査するのも難しいという状況もありますので、こういったことは今、県のほうでは、コロナのときに県民の皆さん方に注目していただいたホームページというものを活用してしっかりと周知する、それからLINEを使ったコロナのパーソナルサポートといったツールもごございますので、ここで感染症情報をいろいろな形でお伝えをしています。当然これから先、冬に向かっていくと、インフルエンザが収束しないまま、さらに高まってくる可能性もありますので、そういったところの中で受診行動をどういうふうにすればいいかといったことを、お伝えをしっかりとしていきたいと思います。

やはりキットを備えていただくことというのは、昨年の冬に引き続きお願いを、コロナに関しては比較的廉価になってきていますので常備していただきたいということ、それからハイリスク者はこういう方であるとか、インフルエンザは、こういうふうなものが今はやっていますよとか、そういった情報を総合的にお伝えできるような形で進めていきたいという考えです。

#### ○亀井たかつぐ委員

分かりました。県民への周知が、これからすごく大事になってくると思います。どういう形のもので蔓延しているかということも含めて、どのような対処が必要かということもぜひ丁寧にお願ひできればというふうに思います。

さらに、少し確認なんですけれども、第8次神奈川県保健医療計画策定についてなんですが、その策定について、地域医療構想の整合性の観点から何点か伺いたいというふうに思っています。

今回、報告された素案のたたき台を見ると、地域医療構想という項目があるんですけれども、第8次計画ではこの地域医療構想をどのように盛り込むんですか。

○医療課長

平成28年10月に地域医療構想のほうを策定しました。この第8次の計画期間中に期限が、2025年が到来するということになりますが、国では2025年までは現行の地域医療構想の取組を着実に進めるという考え方を示しております。このため、第8次の保健医療計画の素案のたたき台においても、現行の地域医療構想に基づく取組を着実に進めることとしております。

○亀井たかつぐ委員

2025年に向けて現行の地域医療構想をそのまま続けていきますよという話なんですけれども、今回、先行会派でも、この常任委員会ではなくて前の常任委員会でもそうなんですけれども、コロナがはやっているし、病床の機能分化の話もちょっと変わってきているということもあって、これまで続けてきたことをやっぱりちょっと発展的にブラッシュアップしていかなきゃいけないんじゃないかと思うんですけれども、いかがですか。

○医療課長

今、地域医療構想を踏まえて、それぞれ地域ごとに取組を進めております。そういった取組、例えばですけれども、横浜地域だとかでは、サルビアねっとという形で少しそういった取組が進んでいるところもありますが、まだまだ進んでいないところもありますので、そういった意味では、他の地域でもそういった取組が進められるように寄り添っていかなきゃいけないなというふうに考えているところです。

○亀井たかつぐ委員

サルビアねっとの話も出ましたけれども、私が住んでいるところだと、三浦半島に関して大きな基幹病院があって、その病院を頂点として、まあヒエラルキーじゃないですけれども、高度急性期、急性期、回復期、そこら辺のところの機能分化に関して、非常にうまくこれから動いていくのかなということもあるんですが、先ほどサルビアねっとの話もそうだけれども、そのような好事例というか、それをどのぐらい神奈川県は、ほかのところに波及させていくかということが、やっぱり2025年という、もうあと2年しかないんだよね、何とかやるくらいの気持ちでやらないとなかなか難しいとは思いますが、それはどんな感じでこれから進めていきますか。

○医療課長

やはり持続的に医療機関が進められるようにしなきゃいけないというのがありますので、それぞれの各医療機関が連携した取組となるように我々がサポートしていく。またサポートに当たっては、資金的なところで、ランニングコストに対して基金等を活用していくということは難しいですけれども、イニシャルコスト的なところに対しての支援だとかというのはできるのではないかとということで、そこは交付金だとかを活用して、そういったものが使えるということを周知しながら、一緒に検討をしているというのが今の実情なので、そういった取組を今、事例に出ました横須賀・三浦のほかにも、ほかの地域にもそういった取組が進められるように、地域のワーキングだとか地域医療構想調整会議だとかで意見交換しているというのが今の現状でございます。

○亀井たかつぐ委員

医療介護総合確保基金が使える、使えないとかという資金的な問題はあるんですけども、2025年という限られた時間しかないので、ぜひそこは積極的に取り組んでいただきたいと思います。

2025年と、あとは2040年問題とかいろいろあるんで、今後この地域医療構想に関してはどのような形で着地するのか、もし局長、よかったら教えていただいているでしょうか。

#### ○健康医療局長

地域医療構想の話題でございます。2016年、平成28年に今の地域医療構想をつくりました。委員御案内のとおり地域医療構想というのは、医療の中で特に高齢化がすごく急激に進展するので、高齢化と医療を考えるとということが結構一つのポイントでございました。そうした中で様々な取組を進めてきたと。

今後どうするというお話ですけれども、もう25年は間もなくですけれども、一定程度、例えば、医療従事者、医師も当時1万8,000人ぐらいだったのが、今2万人ぐらいまで増えました。看護師も当時7万6,000人ぐらいだったのが、8万6,000人ぐらい、1万人ぐらい増えた。そういう量的に増えてきたのはあるんですけども、それから回復期への病床の転換、これは県の補助だけでも1,500床ぐらい全部で転換してきている。そういう徐々には進んでいるんですけども、平たく言うとまだ道半ばでございます。

これを2040年、改めて地域医療構想をつくると思うんですね。ここをどうしていくかというお話だと思いますけれども、実は2016年に地域医療構想をつかったときに、委員も御案内かと思っておりますけれども、全県でつくりました。全県でつくって、みんなこの県も、例えば、病床だけ見ると、病床は減っていく、だったんですよ、既に。減っていきますよと。ところが、神奈川をはじめとする4つか5つの県だけが増えますよと。神奈川、1番増える県だったんですね。つまり、同じ医療をやっていると、すごい医療資源が必要となると。ただ、御案内のとおり、病床は、そんなに1万床も増えるつもりはありません。つまり、どう医療を効率化して、そして医療を、テクノロジーを活用して、そして下ろしていくか。つまり医師から看護師、看護師からコメディカル、あるいはもしかしたらセルフメディケーション、我々が自分でやらなきゃいけないかもしれない。こういうどうやって下に下ろしていくかという取組を取り入れていかなければならないことになっています。つまり、本当は医療資源をもっともっと増やせば一番いいんですけども、御案内のとおり人の数は有限でございますので、それをどう折り合いをつけて効率的に医療をしながら、本当に必要な方に本当に必要な医療をどう届けていくか、その中でテクノロジーをどう活用していくか、これを踏まえて、急ぎまた2040年に向けて新たな地域医療構想を策定してございますので、これに向けて取り組んでまいりたいと、このように考えているところでございます。

#### ○亀井たかつぐ委員

分かりました。医療の高度化ももちろんそうですし、DXのほうもそうだし、あとは医療の垣根をちょっと下げないとなかなか難しいかなと思います。それはまた引き続き議論させていただきたいと思います。よろしく申し上げます。以上でございます。



○亀井たかつぐ委員

先行会派のほうでもう種々御指摘を頂いていることなので、ちょっと重複するかもしれませんが、今日この新聞記事を頂いて、まず感じた部分としては、これ、津久井やまゆり園の事件が起きて、共同会に対して、同愛会のほうが結構批判的だったかなという、ちょっと私の記憶が曖昧なので何とも言えないんですけども、要するに大きな施設じゃなくてグループホームみたいな分散型の、それもやっぱり地域の皆さん方と一緒に生活するというふうなコンセプトで芹が谷のほうもスタートしているとは思っているんですね。それで、そこで虐待が起きてしまうと。さっきの中井やまゆり園のアドバイザーの話もそうだし、芹が谷の指定管理も実際にだって担っているわけですよ。そこで虐待が起きるということで、私としては、これ、議会と皆さん方と一緒に、ともに生きる憲章もつくって、その一つの要素、ファクター、大きなファクターとしては地域にしっかりと根づかせた、皆さんと一緒に生活していく、共に社会として生きてくんだというふうなことのコンセプトが、何かすごくガタガタと崩れてしまったかなと。

というのも、ともに生きるとか、この地域移行のグループホームに関しては、厳しい言い方をすれば、一般の方って総論賛成で、各論、実は反対とか、いいこと言っているんだけど、でも自分の近くには来てくれるなという人も中にはいるんですよ。でも、そうじゃなくて、この同愛会の言っている理念をしっかりと尊重して、我々としては仕事してもらっているというふうなイメージもあるんで、そこが崩れてしまうと、各論の部分で反対している人、ほら見ると、虐待する人間に関しての心情は別にして、やっぱり虐待までして、暴行までしないと押さえられない人がいるんじゃないかと、だから私のところに来てくれるなというふうな、何かそういう意見がますます強まっちゃうようで、ともに生きる社会ということに逆行するって、私、すごく残念だったんです、これ見て。それに対して県は、どう考えますか、どう思いますか。私は、そういうふうにすごく残念なんだけれども。

○障害サービス課長

今の委員からのお話は、大変重い話かと思っております。確かに今、グループホーム等を造るときには、我々、事業所に今、同意は必要はないですけども、必ず地域の住民の方の理解を得ながら設置を進めてほしいと、そういったことを口酸っぱく、指定のときにはお話をさせていただいています。そういった中で、今回の事案が、そういったことに影響しないかというのは委員おっしゃるとおりで、引き続き事業者の皆さんにはしっかりと地域との関係を取りながら、障害の理解を深めていただきながら事業所運営に当たっていただけるよう、我々も一緒になって考えてやっていきたいと思っています。

○亀井たかつぐ委員

結構軽い問題じゃなくて、これ本当に重く考えていけないと思います。利用者いっぱいいるから、虐待の1件2件はしょうがないやと思って対応していると、今みたいなことになる。再発すると思うんですよ。虐待って、だって1件あってもいけないんでしょう、虐待ってゼロでしよう、普通。ゼロが当たり前なんですよ。となると、これはあまり軽く考えると、今の答弁の

口調がちょっと軽かったというわけじゃないんだけど、また再発しますよ。

それで、さっき先行会派の答弁の中で、毎月現場で意見交換というか、情報共有しているという話だったんだけど、そのときは県として、何か感じるものというのはなかったんですか。

○障害サービス課長

今、現場でやっているというのは指定管理施設なので、芹が谷やまゆり園というところで話、意見交換なんかをやっております。その中では、特段この今回の件について何かということ、我々のほうで感じるころはなかったという状況でございます。

○亀井たかつぐ委員

どういう形で情報共有しているかというのは、私も分からないから何とも言えないですけどもね。事務的なところで終わってしまうのか、それとも施設の内情まで入ってしっかりと情報共有しているのかということにも、もしかしたら関連するかもしれない。これは私、皆さんがやっている仕事ぶりを見ていないので何ともこれは言えないんだけど、そういうところで感じるころとかなかったのかなと思って今、質問させていただきました。

それで、これはもう発生しちゃって、次の事後的な再発防止に関してなんですけれども、法人内の事業所を利用する当事者と話し合いながら改善に努めてまいりますというふうにトップが言っているみたい。まあ新聞報道ですよ。あと、法人の規模を拡大するなど職員の質や支援の実態に課題が生じていたと、謝って済むことではない、責任は私にあり、組織として自己検証したいという話ですね。

それで、今度の再発防止に関しては、もう本当にここまで皆さんを落胆させてしまったという責任もあるから、ただ単に研修をしっかりとやっていきますとか、ガバナンスをこう整えていきますみたいな言葉だけではこれは免罪符になんないと思うんですよね。だから、研修の質というのがどうなのかと。ガバナンスをしっかりと整えてまいりますと、どうすればちゃんと整えるのかということまで踏み込んでいかないと、実際にこれ再発しますよね。その辺のところ、県はどう考えますか。

○障害サービス課長

おっしゃるとおりで、我々、絶対に再発ということはあっちゃならないと考えております。それで今回、法人のほうの対応としまして、8月の事案につきましては、障害当事者の団体の方も施設運営に関わっていただいている中で、その団体の当事者の方から法人のほうに要望があって、二度とこういったことが起こらないように職員と約束をしてほしいといった要望があったそうです。実際に、その今回、虐待が起こった事業所の職員とその当事者団体の方との面談ということもやりながら、そういった二度と暴力を振るわないといったような制約を取りながら、振り返り作業と言いますか、改善作業というのを進めたというふうに伺っております。そういったこれまでだけの取組研修とか職員側の問題だけじゃなくて、やはりそういった当事者の方の目も入れた改善にしっかりと努めていく必要があるんだろうと考えております。

○亀井たかつぐ委員

これ、再発防止、これが今後一番大事なところになってくると思うんで、県がしっかりと中に入って、だって県の中に関わっている団体なんだから、法人なんだから、しっかり県が、県としてのアドバイスはどうできるかとかね、再発防止に向けて県としてのやる気というか、力の入れ方というか、それがやっぱり問われると思うんで、ぜひそれは具体化したときにはまた議会に報告を速やかにしていただくことを要望して、質問を終わります。